

第24期宝塚市農業委員会

令和5年第1回議事録

(2023年)

(ホームページ用に個人情報等を黒塗りしております)

令和5年1月19日

(2023年)

宝塚市農業委員会

第24期 宝塚市農業委員会 令和5年第1回議事録

1. 日 時 令和5年(2023年)1月19日(木)14時00分~14時30分

2. 場 所 宝塚市役所 3-3会議室

3. 農業委員定数 13人

4. 出席委員

1番 平塚 三郎	8番 中西 恵子
2番 今里 浅一	9番 平井 公雄
3番 阪上 勝弥	10番 林 五郎
4番 山添 令子	11番 上田 健
5番 中西 瞳	12番 嶽 広行
6番 阪上 秀一	13番 篠木 秀夫
7番 塚本 俊昭	

5. 欠席委員 なし

6. 農地利用最適化推進委員定数 5人

7. 出席農地利用最適化推進委員

1番阪上委員、2番辻井委員、4番福井委員、5番和田委員

8. 欠席農地利用最適化推進委員

3番東委員

9. 事務局

事務局長 溝渕良樹 事務職員 鈴木恒、岡田優花里

10. 議 題

- 1 議案第80号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画決定の件
- 2 議案第81号 都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第1項の規定による事業計画認定の決定の件
- 3 議案第82号 生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願の件
- 4 報告第102号 農地法施行規則第29条第1項の規定による届出の件
- 5 報告第103号 相続税の納税猶予に関する適格者証明の件
- 6 報告第104号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明の件
- 7 報告第105号 相続税の納税猶予に関する引き続き認定都市農地貸付を行っている旨の証明の件

令和5年 第1回宝塚市農業委員会 総会

日時：令和5年1月19日

開会 午後2時00分

○林会長 第24期宝塚市農業委員会令和5年第1回総会を開催いたします。本日の欠席は東推進委員です。会議に必要な過半数は出席しておりますので、第1回総会は成立しています。本日の議事録署名人は、1番平塚委員、2番今里委員にお願いします。それでは、総会を始めます。事務局長から諸般の御報告をお願いします。

○事務局長（諸般の報告）

○林会長 何か御意見、質問等ありますか。無いようですので、議案審議に移ります。議案第80号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画決定の件を議題といたします。事務局から説明願います。

○事務局 議案第80号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画決定の件。宝塚市長から農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画について意見を求められましたので御審議願います。

1件目、長谷字（地番）、面積1,481㎡で、貸主は（氏名）さん、借主が（氏名）さんです。令和5年1月1日から令和14年12月31日までの10年間で、賃料が1万4,000円です。

2件目、長谷字（地番）、面積1,686㎡、貸主は（氏名）さんと（氏名）さん、借主は（氏名）さんで、令和5年の4月1日から令和15年の3月31日までの10年間、年間1万5,000円です。

○林会長 確認委員の意見を伺います。嶽委員。

○嶽委員 はい、問題ありません。

○林会長 何か質問はありますか。特にないようですので、採決いたします。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画決定の件について、決定することに賛成の農業委員は挙手願います。

（挙手）

○林会長 全員が賛成ですので、決定することといたします。

次に、議案第81号 都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第1項の規定による事業計画認定の決定の件を議題とします。事務局から説明願います。

○事務局 議案第81号 都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第1項の規定による事業計画認定の決定の件。宝塚市長から都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第1項の規定による事業計画認定について意見を求められましたので、御審議願います。

1件目、申請人は、（住所）、（氏名）さん、農地所有者は、（住所）、（氏名）さん。申請地は、

山本南(地番)と(地番)、合計1,170㎡。1年間の使用貸借です。

貸借地は、冬場はハウレンソウを作付し、収穫物はJA兵庫六甲の直売所であるスマイル阪神に出荷、夏場はサツマイモを作付して、近隣住民や児童に向けて、芋掘りの体験農園として食育活動を行う予定です。事業内容は、除草等は適宜行って、地権者は年間20日程度の活動を行うとのことです。従事予定日数が200日で、当該農地は、ハウレンソウ、サツマイモ、ハウストマトなどを予定しています。

2件目、申請人は、(住所)、(氏名)、農地所有者は(住所)、(氏名)さん。申請地は、山本丸橋(地番)、面積は1,062㎡、1年間の使用貸借です。

貸借地は、バラの苗を育成し、通信販売等で既存の卸先に出荷予定。収穫物の残渣は農地に放置せずに適切に処理し、また農地周辺の除草や、農会・水利組合との話し合い、水路の管理も行うとのこと。申請人の年間予定従事日数は300日で、全てバラの苗を育てるところに使うということです。

○林会長 確認委員の意見を伺います。1件目、阪上勝弥委員。

○阪上勝弥委員 問題はありませんでした。

○林会長 何か質問等がありますか。特にないようですので、1件目について採決します。都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第1項の規定による事業計画認定の決定の件について、決定することに賛成の農業委員は挙手願います。

(挙手)

○林会長 全員が賛成ですので、決定することといたします。

続いて2件目、阪上秀一委員。

○阪上秀一委員 問題ありませんでした。

○林会長 何か質問等ありますか。特にないようですので、2件目について採決いたします。

都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第1項の規定による事業計画認定の決定の件について、決定することに賛成の農業委員は挙手願います。

(挙手)

○林会長 全員が賛成ですので、決定することといたします。

次に、議案第82号 生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願の件を議題といたします。事務局、説明願います。

○事務局 議案第82号 生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願の件。別紙のとおり生産緑地法第10条の規定による農業の主たる従事者の証明願がありましたので御審議願います。

申請人、(住所)、(氏名)さん、該当地は、安倉中(地番)、面積817㎡です。耕作者は、(氏名)。証明する従事者は(氏名)さんです。申請理由は、(個人情報)。

○林会長 確認委員の意見を伺います。塚本委員。

○塚本委員 問題ございません。

○林会長 何か御質問等ございますか。特にないようですので、採決いたします。

生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願の件について、証明することに賛成の農業委

員は挙手願います。

(挙手)

○林会長 全員が賛成ですので、証明することといたします。

続いて報告事項に移りたいと思います。報告第102号 農地法施行規則第29条第1項の規定による届出の件を報告いたします。事務局、説明願います。

○事務局 報告第102号 農地法施行規則第29条第1項の規定による届出の件。別紙のとおり、農地法施行規則第29条第1項の規定による届出があったもののうち、専決処分したもののについて報告します。

申請人、(住所)、(氏名)さん。申請地、安倉中(地番)。地目、田。地積は1,575㎡。耕作者、(氏名)さん。転用目的は農業用倉庫。工事期間は令和5年1月20日～3月20日。施設概要は、倉庫部分は40.12㎡、駐車場を含めると86.07㎡です。南側道路を挟んだ隣接地に既存不適格建築物として存在していた農業用倉庫の代替えとなるもので、建替に当たり、用途規制に適合する所有地がほかになかったためです。

○林会長 確認委員の意見を伺います。塚本委員。

○塚本委員 問題ございません。

○林会長 何か質問等ございますか。特にないようですので、続いて報告第103号 相続税の納税猶予に関する適格者証明の件を報告いたします。事務局から説明願います。

○事務局 失礼します。報告第103号 相続税の納税猶予に関する適格者証明の件。別紙のとおり、租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けるための適格者であることを証明したので報告します。

相続人、(住所)、(氏名)さん。被相続人、(住所)、(氏名)さん。相続開始年月日、令和4年2月27日。被相続人の所有面積、1,608㎡。納税猶予農地は合計3筆、計1,608㎡。確認委員は阪上秀一委員。証明年月日は、令和4年12月7日。届出地は、山本丸橋(地番)、田、495㎡。現況は果樹、野菜。山本丸橋(地番)、畑、565㎡、果樹。口谷西(地番)、畑、548㎡、果樹。(個人情報)。

○林会長 確認委員の意見を伺います。阪上秀一委員。

○阪上秀一委員 問題ありません。

○林会長 何か御質問等ございますか。特にないようですので、続いて報告第104号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明の件を報告いたします。事務局から説明願います。

○事務局 報告第104号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明の件。別紙のとおり、租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受ける農地等に係る農業経営を引き続き行っていることを証明したので報告します。

1件目、申請人、(住所)、(氏名)さん。農業経営期間、令和2年1月11日～令和4年12月6日。耕作面積193㎡。納税猶予農地は安倉南(地番)。証明年月日は令和4年12月6日。現況は植木です。

2件目、申請人、(住所)、(氏名)さん。農業経営期間、令和元年11月7日～令和4年12

月14日。耕作面積、824㎡。安倉北(地番)。合計824㎡。証明年月日は令和4年12月14日。現況は畑、果樹です。

3件目、申請人、(住所)、(氏名)さん。農業経営期間、令和元年12月17日～令和4年12月14日。耕作面積は1,070㎡、合計3筆。安倉南(地番)外2筆。証明年月日は令和4年12月14日。現況は、植木と畑です。

4件目、申請人、(住所)、(氏名)さん。農業経営期間、令和2年11月7日～令和4年12月14日。耕作面積は4,312㎡合計7筆。山本東(地番)外6筆。証明年月日は令和4年12月14日。現況は、植木、植木です。

5件目、申請人、(住所)、(氏名)さん。農業経営期間、令和2年11月7日～令和4年12月14日。耕作面積は2,701㎡。合計3筆。口谷西(地番)外2筆。証明年月日令和4年12月14日。現況は植木です。

○林会長 何か御質問等ございますか。特にないようですので、最後に報告第105号相続税の納税猶予に関する引き続き認定都市農地貸付を行っている旨の証明の件を報告いたします。事務局から説明願います。

○事務局 報告第105号 相続税の納税猶予に関する引き続き認定都市農地貸付を行っている旨の証明の件。別紙のとおり、租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受ける農地等に係る農業経営を引き続き行っていることを証明したので報告します。

申請人、(住所)、(氏名)さん。農業経営期間、平成30年12月20日～令和4年12月27日。耕作面積が412㎡。山本南(地番)。証明年月日は令和4年12月27日。現況は市民農園として営農されております。

○林会長 何か御質問等ございますか。特にないようですので、以上で本件の議案3件、報告4件についての審議等は終了いたします。

これをもちまして、令和5年第1回総会を閉会いたします。

閉会

以上、会議の内容を記載し、相違ないことを認証する

10番(会長) 林 五 郎

1番 平塚 三 郎

2番 今 里 浅 一